



令和5年11月16日

各位

会社名 新日本製薬株式会社  
代表者名 代表取締役社長 CEO 後藤 孝洋  
(コード番号：4931 東証プライム)  
問合せ先 執行役員財務経理本部長 小野 哲矢  
(TEL. 092-720-5800)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、令和5年11月16日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を令和5年12月19日開催予定の第35回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、令和5年9月20日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、「経営の透明性の向上」と「経営の意思決定及び業務執行の迅速化」を目的として、令和5年12月19日開催予定の第35回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

また、監査等委員会設置会社移行後の経営体制に鑑み、役付取締役の規定の見直しを行うものであります。

#### 【監査等委員会設置会社への移行の目的】

##### ① 経営の透明性の向上

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、取締役の業務執行の適法性・妥当性の監査・監督を担うことで、より透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待によりの的確に応えうる体制の構築をめざします。

##### ② 経営の意思決定及び業務執行の迅速化

取締役会が重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任することで、経営の意思決定及び業務執行を迅速化し、更なる企業価値の向上を図るものです。

- (2) 取締役の解任に関する規定を削除するものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 令和5年12月19日

定款変更の効力発生日 令和5年12月19日

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則 第1条～第4条 (条文省略) (機関の設置) 第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第2章 総則 第6条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、7名以内とする。  (新設)  (取締役の選任及び解任の方法) 第20条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。  2 (条文省略) (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  (新設)  (新設)</p>	<p>第1章 総則 第1条～第4条 (現行どおり) (機関の設置) 第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第2章 総則 第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>)は、7名以内とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>  (取締役の選任の方法) 第20条 取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u>  2 (現行どおり) (取締役の任期) 第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款

変 更 案

(代表取締役及び役付取締役)  
 第22条 当社は、取締役会の決議をもって取締役の中から取締役社長1名を選定する。  
 2 当社は、取締役会の決議をもって、取締役の中から取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。  
 3 取締役社長は会社を代表する。  
 4 取締役社長のほか、取締役会の決議をもって、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集)  
 第23条 (条文省略)  
 2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。  
 3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第24条 (条文省略)  
 (新設)

(取締役会の決議の省略)  
 第25条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

(取締役会議事録)  
 第26条 取締役会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第27条 (条文省略)

(取締役に対する報酬等)  
 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によりこれを定める。

第29条 (条文省略)

(代表取締役及び役付取締役)  
 第22条 当社は、取締役会の決議をもって、代表取締役を選定する。  
 2 当社は、取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(削除)  
 (削除)

(取締役会の招集)  
 第23条 (現行どおり)  
 2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。  
 3 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第24条 (現行どおり)  
(重要な業務執行の委任の決定)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)  
 第26条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)  
 第27条 取締役会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第28条 (現行どおり)

(取締役に対する報酬等)  
 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によりこれを定める。

第30条 (現行どおり)

現 行 定 款

変 更 案

第5章 監査役及び監査役会

(削除)

(監査役の員数)

第30条 当社の監査役は、5名以内とする。

(削除)

(監査役の選任及び解任の方法)

第31条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(削除)

2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(削除)

2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第33条 監査役会はその決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(削除)

(監査役会の招集)

第34条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。

(削除)

2 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の1週間前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

3 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(削除)

(監査役会議事録)

第36条 監査役会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(削除)

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令及び本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程によるものとする。

(削除)

(監査役に対する報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。

(削除)

(監査役の責任免除)

第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度額において、取締役会の決議によって免除することができる。

(削除)

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤監査等委員)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第31条 監査等委員会はその決議により、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第32条 監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>3 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(決議の方法)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会議事録)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第34条 監査等委員会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令及び本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程によるものとする。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第40条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第36条～第38条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>第43条～第46条 (条文省略)</p>	<p>第39条～第42条 (現行どおり)</p>
<p>第8章 附則</p>	<p>第8章 附則</p>
<p>第47条 (条文省略)</p>	<p>第43条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第44条 当社は、第35回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度額において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 本条の規定は、令和15年12月19日をもって削除する。</u></p>